

草木・剪定枝の資源化について(お知らせ)

岩沼東部環境センターでは、従来は草木・剪定枝を焼却していましたが、資源とし有効活用することになりました！

岩沼東部環境センターでは、家庭などから直接搬入される草木・剪定枝の資源化を行うことで焼却ごみの量を減らし、地球温暖化防止に取り組みます。

みなさん草木・剪定枝はごみではありません。資源として活用できるようご協力をお願いします。

花の肥料などになるんだ。
みんなで資源化しようぜ！



受入について

日 時：従来の一般・事業系ごみの受入時間に準拠

場 所：岩沼東部環境センター（一時保管場所）

条 件：一般搬入（事業系含む）で持ち込まれた草木・剪定枝を対象とする。

搬入時の注意事項

- ・専用一時保管場所への搬入となりますので、係員の指示に従ってください。
- ・草木・剪定枝以外の可燃ごみと分けて搬入してください。
- ・草木・剪定枝以外のごみ（空き缶等）を混入しないよう注意してください。
- ・木材・廃材等は資源化できませんので分けてください。
- ・土、砂利などはきちんと落として下さい。
- ・搬入できる大きさ等（規格）は従来通り長さ60cm太さ10cm以内です。
- ・搬入の際、指定袋等に入れなくても構いません。